

申請に必要な書類

申請には、次の書類が必要です。

(1) (2) は、区ホームページからもダウンロードできます。

- (1) 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書（第1号様式）
- (2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) レベル診断チェックシート
※すべての分野についてご記入ください。
- (3) 就業規則、その他関連規程（育児・介護休業規程など）
- (4) 申請書に記載した、ワーク・ライフ・バランスの取組がわかる資料等

例：次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」、
取組・制度の社内周知メールや通知文の写し、
育児休業等申請書（年次有給休暇の取得実績のわかる書類）の写し 等

- (5) 会社概要がわかるパンフレット等
- (6) (3)～(5) のデータ (CD-R等に格納し、企業名を記入の上ご提出ください。)

※このほか、申請書類提出後に、追加して資料提出等をお願いする場合があります。
御協力をお願いします。

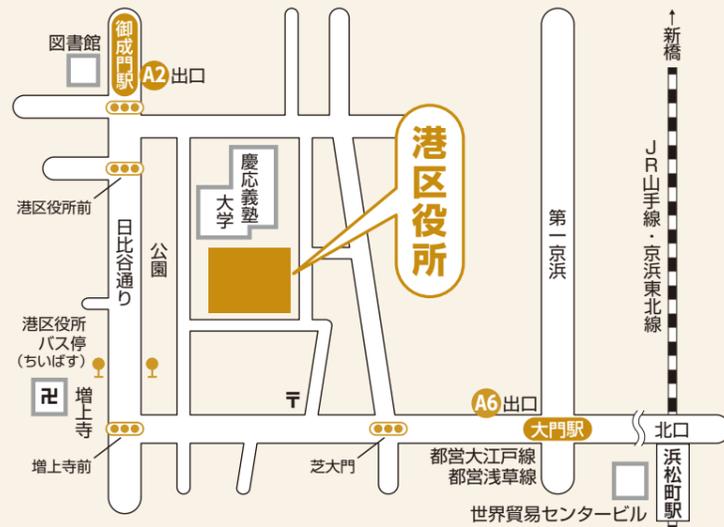
申請・問合せ先

〒105-8511 東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区総務部人権・男女平等参画担当

☎ 03 (3578) 2026

申請に関する事項等、詳しくはお問い合わせください。

本事業は、ハローワーク品川の後援をいただいています。



- アクセス**
- 都営三田線「御成門」駅 A2出口から徒歩5分
 - 都営浅草線、大江戸線「大門」駅 A6出口から徒歩5分
 - JR山手線・京浜東北線「浜松町」駅 北口から徒歩10分

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちが真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

刊行物発行番号：2020287-6421

港 区

ワーク・ライフ・バランス

推進企業認定事業

< 申請要領 >

～働きやすい職場の実現に取り組む企業の皆さまへ～

港区では、仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる中小企業を認定し、その取組を応援します！

令和3（2021）年度の認定申請受付期間

令和3（2021）年4月19日（月）～6月30日（水）



ワーク・ライフ・バランスについて …… P2
令和2年度港区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の紹介 …… P3
港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業とは …… P4
対象となる取組内容 …… P5

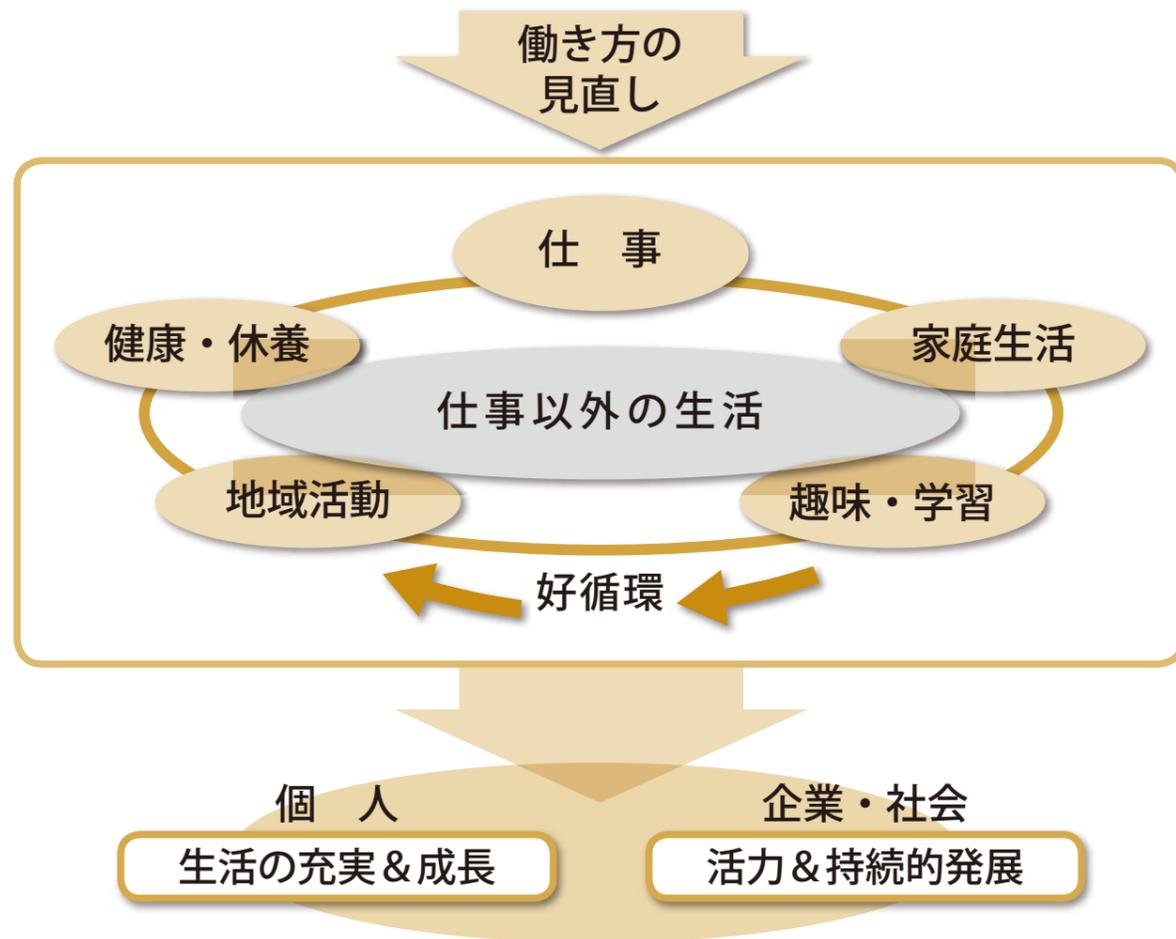
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の流れ …… P5
港区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定基準 …… P6～7
申請に必要な書類、申請・問合せ先 …… P8(裏表紙)

港区

ワーク・ライフ・バランスについて

ワーク・ライフ・バランスとは？

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、「仕事」と子育てや地域活動、介護等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、双方が充実している状態をいいます。その実現のためには、従来の働き方を見直すことや、時間の使い方の自己管理等を行うことが重要です。そうすることで、個人は充実した生活をおくり、成長しながら働くことができ、企業にとっても社員の力を十分に活用して、持続的に発展することができ、社会全体にも活力が生まれます。



ワーク・ライフ・バランスは 業務見直しのキッカケにつながります

ワーク・ライフ・バランス推進の一環として仕事と家庭の両立支援に取り組むことで、仕事の進め方について見直すキッカケや、人材確保につながる等、企業にとって多くの効果が期待できます。

令和2年度港区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の紹介

【新規認定企業(5社) 認定期間:令和2年10月1日~3年間】

企業名	認定分野	取組内容(抜粋)
(株)スパックエクスプレス	子・地・働	店舗周りの清掃を週3日、10年以上継続して行っています。「ワーク・ライフ・バランスで仕事も生活ももっと楽しく」をキャッチコピーに、毎週水曜日をノー残業デーに設定しています。テレワーク勤務規定の追加や直行直帰の推奨等、時間外労働時間を効率的な働き方の推進に取り組み削減しました。
(株)ライフイ	子・働	安心して休めるよう「子の看護休暇」を有給へと変更し、子育て手当も上乘せし手厚く支給しています。短縮労働時間制度を導入し、残業時間削減にも取り組みました。産業医と提携ストレスチェック制度を導入して定期的にメンタルヘルスを実施しています。
(株)トランスアクト	地・働	町会に加入し、町会の活動や清掃活動等積極的に地域活動に参加しています。スケジュールを共有できる仕組みづくりや、月に一度会社トップと個人面談を行うなどスムーズに業務が行える環境づくりに取り組んでいます。
(株)ベッセル・ジャパン	子・介・働	育休復職後、時短勤務を認め仕事と育児との両立支援や、出産を機に一度退職しても復職希望者は優先的に雇用しています。就業規則とは別に介護休暇規則を独立して設け、介護に従事する社員へ支援制度を設けており実績もあります。
(株)プティックス	子・働	育休復職時は十分なヒアリングを実施し、配属部署を考慮しています。育児休業経験者からのアドバイスを伝えスムーズな復帰を促しています。長時間労働者との有給取得日数を経営層に報告するなど労務状況の管理監督を行っています。

【更新企業(6社) 認定期間:令和2年10月1日から3年間】

企業名	認定分野	企業名	認定分野
イマジン・グローバル・ケア(株)	子・働	東京街路(株)	地
(株)PIVOT	子・地・働	(株)知識経営研究所	子・働
(株)プレシャスライズ	子・働	(株)リベロ・パーフェクション	子

【新規分野認定企業(1社) 認定期間:平成30年10月1日~令和3年9月30日】

企業名	既認定分野	新規認定分野
店舗流通ネット(株)	子・働	介

子…子育て支援分野、地…地域活動支援分野、介…介護支援分野、働…働きやすい職場環境づくり分野

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定 事業とは

1 認定事業の対象は？

次の要件すべてを満たす中小企業です。

- (1) 区内に事業所を置き、中小企業基本法第2条第1項各号に該当する企業で、常時使用する労働者の数が300人以下の中小企業であること。

※中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業事業主とは

「資本または出資の総額」または「常用労働者数」のいずれかが次に該当する会社または個人の事業主です。

業務分類	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
資本又は出資の額	5000万円以下	5000万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

- (2) 労働基準法第36条の規定に該当する場合は、書面による協定をし、これを行政官庁に届け出ていること。
 (3) 労働関係法令が遵守されていること。
 (4) 認定企業とするに社会通念上ふさわしくないと判断される問題を現に有していないこと。
 (5) その業態が公序良俗に反していないこと。

2 対象となる取組内容は？

- (1) 子育て支援分野(仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる)
 (2) 地域活動支援分野(従業員が地域活動等に参加しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる)
 (3) 介護支援分野(仕事と介護の両立支援に積極的に取り組んでいる)
 (4) 働きやすい職場環境づくり分野(長時間労働の削減等、働きやすい職場づくりを積極的に行っている)
 それぞれの取組内容の具体例については5ページをご参照ください。

3 申請の手続きは？

8ページ(裏表紙)「申請に必要な書類」の項目をご覧ください。

4 募集期間や認定までのスケジュールは？

募集期間等については5ページをご覧ください。

5 ワーク・ライフ・バランス認定企業のメリットは？

- (1) 認定企業を広くPRします。
 「広報みなと」や男女平等参画情報誌「オアシス」、港区広報番組等において、認定企業を紹介します。
- (2) 契約制度で優遇します。
 ①入札：工事及び業務委託契約における特別簡易型総合評価方式の評価項目に、「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業点」が設定されており、加対象となります。【工事請負契約・業務委託契約：50点のうち1.5点】
 ②プロポーザル方式による選考：プロポーザル方式による選考の際の一次審査において、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業等に認定されている場合、加対象となります。【一次審査の事務局採点項目の配点の5%】
- (3) 企業のイメージアップにつながります。
 「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」を交付します。
 社内やホームページに掲げてお客様や就職活動の学生等にPRできます。
 また、名刺などに区が提供する認証シンボルマークを入れてPRをすることができます。
- (4) お得な情報をお知らせします。
 男女平等参画センターや港勤労福祉会館等で行われる、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや講座等の情報をお知らせします。



6 受付窓口は？

港区役所4階 総務部人権・男女平等参画担当で受け付けます。

7 認定期間は？

認定期間は、10月1日から3年間です。なお、認定を受けた翌年度には、フォローアップヒアリングを実施し、認定分野に関する取組状況の確認や、必要に応じてワーク・ライフ・バランス推進のためのアドバイス等を行います。

対象となる取組内容

子育て支援分野

- 安心して子どもを産むことができる環境の整備
- 女性も男性も育児休業が取得しやすい環境の整備
- 子育てしやすいようにするための制度の導入、仕事内容への配慮
- 育児休業取得者の職場復帰を支援する制度 など

介護支援分野

- 介護休業・介護休暇が取得しやすい環境の整備
- 介護しやすいようにするための制度の導入、仕事内容への配慮
- 介護休業取得者の職場復帰を支援する制度 など

地域活動支援分野

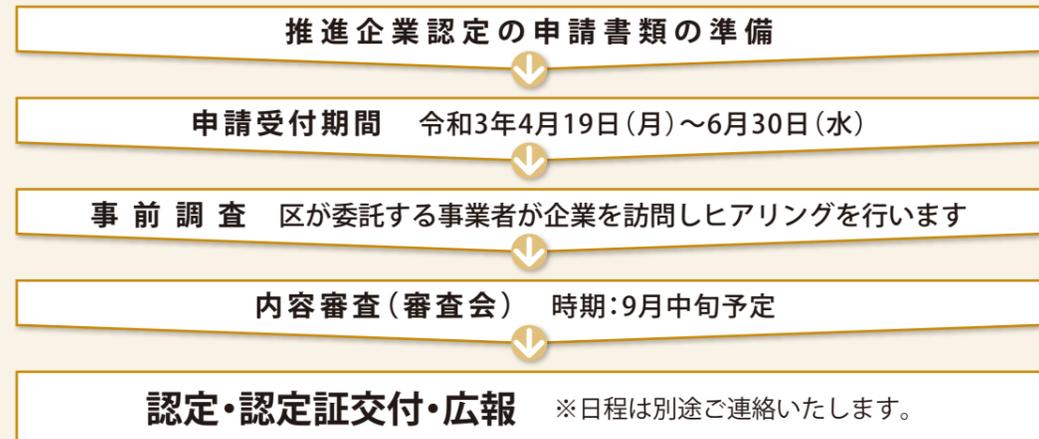
- 企業として地域の子育てを応援するための取組
- 企業として地域活動に貢献するための取組
- 社員が地域活動をするための取組 など



働きやすい職場環境づくり分野

- 男女とも働きやすい職場環境・風土づくり
- 働き方の見直しをするための取組
- 女性の活躍推進を図る取組
- 男女とも働きやすい職場にするための人事管理面での配慮
- 男女とも能力開発やキャリア・アップができるようにするための支援 など

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の流れ



港区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定基準

Q 認定に種類はあるの？

A: 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業では、4つの分野（子育て支援、地域活動支援、介護支援、働きやすい職場環境づくり）それぞれで認定の可否を決定します。

Q 認定の基準はどうなっているの？

A: 認定するための基準は、大きく **1.各分野共通項目** と **2.各分野独自項目** の2種類で構成しています。両方に該当していることが必要です。

1. 各分野共通項目 次の①～⑤をすべて満たしていることが必要です。

- ① 経営者と従業員が一丸となって、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進していること
- ② 従業員が社内制度等を利用しやすい環境とするため、社内において積極的に制度を周知していること
- ③ ワーク・ライフ・バランスに関する社内制度等について、規程が整備され、利用実績（※1）があること
- ④ レベル診断チェックシートのA「既に推進している」が、その分野における全項目のうち4分の1以上満たしていること（※2）
- ⑤ 全労働者のうち、時間外労働が最も多い労働者の1か月当たりの時間外労働時間がおおむね45時間、年間360時間を超えないこと（※3）

※1 ヒアリング時に、利用実績の詳細（例：育児休業等申請書、出勤簿・タイムカード等）を確認します。
 ※2 ヒアリングの結果、申請していただいた「A」「B」「C」の項目数と区が評価する結果が異なる場合があります。
 ※3 ヒアリング時に、時間外労働時間の実績の詳細を確認します。

2. 各分野独自項目 分野ごとに定めている基準を満たしていることが必要です。

1 子育て支援分野

- 基準:** 以下の「ア」と「イ」をどちらも満たしていること。
 （「イ」は常時101人以上の従業員を雇用している企業のみ）
- ア 育児・介護休業法に基づき、就業規則等が法定基準を満たすものとなっていること。
 - イ 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出ていること。



2 地域活動支援分野

基準: 従業員が、地域活動を港区内において「組織的」かつ「継続的」に行っていること。

Q: 組織的って？

A: ワーク・ライフ・バランスの取組内容を社内報等により広く社内に周知していることをいいます。

Q: 継続的って、どのくらい続けていけばいいの？

A: 区では、次のように基準を定めています。（ア）～（エ）のいずれかに該当していることが必要です。

主催別	継続期間	(例)
(ア) 港区が主催する事業に参加している場合	おおむね2年間にわたり、年2回以上事業に参加していること。	・「みなとタバコルールキャンペーン」に参加
(イ) 港区内の町会・自治会、PTA、非営利活動法人その他の地域活動団体が主催する事業に参加している場合	おおむね2年間にわたり、年2回以上事業に参加していること。	・町会が行っているお祭りで遊具を提供 ・PTA連合会が主催する事業に参加し、自社の商品を提供 ・NPOが主催する学校の放課後事業で、物品を参加者に提供
(ウ) 企業独自の地域活動（地域貢献を伴うもの）を行っている場合	月1回程度、1年以上行っていること。	・資源回収を兼ねた清掃活動の実施 ・使用済切手等の収集・寄付
(エ) 前記(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、活動の継続性において、当該取組と同等又は同等以上のものと認められる取組		

3 介護支援分野

基準: 介護休業制度、介護休暇制度、介護のための短時間勤務制度、介護のための所定外労働の制限に関して、就業規則等に規定している内容が育児・介護休業法の法定基準を下回っていないこと。

4 働きやすい職場環境づくり分野

基準: 従業員の賃金、職場配置、採用状況について、男女で格差が生じていないこと。